

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所運営規程
グループホーム青空（梅ユニット・桜ユニット）

（目的）

第1条 この規定は、医療法人社団井口会当事業所（以下「事業所」という。）の運営管理に必要な項目を定め介護保険法（法第七条十五項）（以下「法」という）の基準原理に基づき、要介護者であって認知症の状態にあるものを家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

2 本事業所は、前項をふまえ各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下、「短期利用共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 当事業所は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

- 1 老人福祉サービスの質の確保と向上に努める。
- 2 介護と福祉の機能を十分に備えたグループホームの位置づけにおけるサービスを行う。

（事業所の名称等）

第3条 （名称） グループホーム青空
（所在地） 岡山県真庭市西河内4-2-2

（従業者の職種、員数）

第4条 グループホーム青空に次の従業者をおく。

- 1 管理者（常勤） 1人（介護職兼務）
（管理者は梅ユニット、桜ユニットの管理を兼ねる）
- 2 計画作成担当者（常勤） 2人（介護職兼務）
- 3 介護職員（常勤） 6人以上

（職務内容）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者は、グループホーム青空の業務を統括し執行する。
- 2 計画作成担当者は、管理者の命を受け入居者の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下認知症対応型共同生活介護等という）の計画を作成するとともに、入居者などの相談指導業務を行う。
- 3 介護職員は管理者の命を受け入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(定員)

- 第6条 グループホーム青空の入居者の定員は梅ユニット9人、桜ユニット9人とする。
(短期利用共同生活介護含む)
- 2 短期利用共同生活介護の定員は空床利用とする。

(勤務体制の確保)

- 第7条 1 当事業所は、入居者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう職員の体制を定めておかなければならない。
- 2 当事業所は、当該職員によって共同生活介護を提供しなければならない。
- 3 当事業所は、職員の資質向上の為にその研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(入居)

- 第8条 1 当事業所は、入居対象者要支援2および要介護1から5までの要介護者であって認知症高齢者とされており、その中でも少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。
- 2 当事業所は、入居希望者の主治医による診断書等で認知症であるか確認すると同時に、心身の状況、生活歴、病歴等も把握しなければならない。
- 3 当事業所は、入居申し込み者が必要とする介護の程度が重いことをもって入居を拒んではならない。
- 4 当事業所は、入居申し込み者の症状が重いため入居が不相当であると認めた場合は適当な病院または、診療所を紹介しなければならない。
- 5 利用者の病状が重度化し看取りの必要を認めた場合、医療機関と連携し看取りの指針に沿ってケアをしなければならない。
- 6 当事業所は、新たに入居したものに対し、日課及び当事業所内での生活についての説明をして不安を取り除くように努め、また、食事や健康状態、介護状況などについて面接を行わなければならない。
- 7 当事業所は、入居者の心身の状況、共同生活を営むことに支障がないか照らし、定期に入居の継続の要否を判定しなければならない。

*短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

*入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(退居)

- 第9条 当事業所は、入居者の退居時には退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し退居に必要な援助を行わなければならない。

- 2 次の場合には、退居の措置をする。
 - 1) 入居者あるいは、入居者の家族から退居の申し出があった時。
 - 2) 入居者が病院等での治療が生じたとき。
 - 3) 入居者が死亡したとき。
- 3 当事業所は、入居者の退居に際しては、在宅に戻る場合は居宅介護支援事業者や居宅介護サービス事業者等へ施設に入所する場合はその施設のケアマネージャーや生活相談員等への情報提供や連携、協力を努めなければならない。
*短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援事業者と連携を図ることとする。

(取扱方針)

第10条 当事業所は、認知症高齢者の心身の特性を踏まえて入居者の介護上妥当適切に行わなければならない。特に介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

(運営推進会議)

第11条 当事業所の運営推進会議は、おおむね2月に1回、利用者、市職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図らなければならない。

(介護)

- 第12条 当事業所は、住居および食事の提供を行い、入居者に対して食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- 2 入居者の身体的、精神状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど適切な対応を行う。
 - 3 入居者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。
 - 4 グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、入居者が安心して生活を送れるよう援助を行う。
 - 1) 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 2) 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。
 - 3) 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当とする居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

(食事)

第13条 食事は、日常生活を通じた介護を行う観点から、当事業所での食事は、原則として入居者と職員が共同で調理して行うようにつとめる。

2 食事は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

3 食事は、入居者の残存能力を考慮した食事を提供する。

(衛生管理)

第14条 当事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 当事業所内において感染症が発生し又は、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康管理)

第15条 当事業所の職員は、年1月回以上の健康診断を受けなければならない。

(研修)

第16条 管理者他すべての職員は、入居者の意欲向上のため研修などにおいて職務執行能力の水準維持、向上に努めなければならない。

(利用料)

第17条 当事業所の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護等が法廷代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から利用料金表(別添)の費用の支払を受けるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(掲示)

第18条 当事業所は、当該グループホーム内の見やすい場所に、運営規程の概要ならびに職員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示しなければならない。

(外出及び外泊)

第19条 入居者が外出または外泊するときは、所定の手続きをとって外出外泊先、要件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届け出て許可を受けなければならない。

(健康保持)

第20条 入居者は健康に留意するものとし、当事業所の協力医療機関で行う健康診断は特別の理由がない限り努めて受診しなければならない。

(衛生保持)

第21条 入居者は、当事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第22条 入居者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに管理者または計画作成担当者に届出なければならない。

(事業所内禁止行為)

第23条 入居者は当事業所内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 喧嘩もしくは口論をなし泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。ただし、ラジオ、テレビ、レコードの視聴時間については別に定める。
- 3 指定した場所以外で火気を用いまたは、就寝もしくは寝具の上で喫煙すること。
- 4 故意に施設もしくは物品に障害をあたえ、又は当事業所外に持ち出すこと。
- 5 金銭又は物品の貸し借りをすること。
- 6 当事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- 7 無断で物品の位地又は形状をかえること。

(防災、避難訓練)

第24条 管理者は自然災害、火災その他の防災対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り、入居者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(衛生管理など)

第25条 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 入居者の共同生活に充てられている場所は必要に応じ冷暖房の措置を講じなければならない。

(市町村との連携)

第26条 当事業所は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

(協力病院)

第27条 当事業所は、入居者の急病に備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。

- 2 当事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関をさだめておくよう努めなければならない。

ならない。

- 3 当事業所は、訪問看護ステーション等と契約し、看護師を1名以上確保し24時間連絡可能な体制としなければならない。

(身体の拘束等)

第28条 当事業所は、原則として入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞいて身体拘束を行わないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第29条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 当事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 当事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(損害賠償)

第30条 当事業所は、入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 グループホームは前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持)

第31条 当事業所の従業員は、業務を提供する上で知り得た入居者及びその家族、入居者代理人等に関する秘密、個人情報については、契約中及び契約終了後において、第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第32条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付則)

第33条 この規定は、平成18年4月1日から施行する。

平成17年7月4日	改訂
平成18年4月1日	改訂
平成23年9月1日	改訂
平成27年8月1日	改訂
平成30年11月1日	改訂
令和1年10月1日	改訂
令和3年4月1日	改訂
令和6年4月1日	改訂

運営規定

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム青空

（梅ユニット・桜ユニット）